末　木　枝　条　公　売　公　告

（集材を伴う）

物件番号１：４年度胆振東部署【樽前・糸井地区】保全整備(保育間伐）第６号
物件番号２：４年度胆振東部署【樽前・糸井地区】保全整備(保育間伐）第６号
物件番号３：６年度胆振東部署【糸井地区】保全整備(保育間伐等)第２号

令和６年７月１２日

分任契約担当官
胆振東部森林管理署長　櫻庭　英明

次により末木枝条の一般競争入札を行いますので、買受希望者は、売買契約書(案)、国有林野事業林産物売買契約約款（以下「約款」という。）、北海道森林管理局競争契約入札心得、及び現場を熟覧のうえ入札してください。

１．入札物件の種類及び数量等
「末木枝条公売物件総括表」のとおり

２．入札（開札）日時及び入札（開札）場所
（１）入札（開札）日時　令和６年８月１日（木曜日）
午後　１時３０分　開始
午後　１時３５分　締切即開札
（２）入札（開札）場所　白老郡白老町日の出町３丁目４番地１号
胆振東部森林管理署　会議室

３．入札参加資格
（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
（２）予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
（３）森林管理局長から令和２年度から令和６年度までの林産物の売払に係る資格確認通知書の交付を受けた者であること。
（４）北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政 338 号林野庁長官通知）、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年６月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

４．入札の参加に必要な証明書等の提出
入札に参加しようとする者は次の証明書(写し可)を入札開始前に提出すること。
（１）令和２年度から令和６年度までの林産物の売払に係る資格確認通知書。
（２）上記の者の代理人が入札する場合は、資格確認通知書及び委任状。

５．入札

（１）入札注意事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得をご覧ください。

（２）入札書は所定の用紙を使用し、入札物件ごとに別葉として総額を記載して下さい。

なお、所定の用紙を使用しない場合は、「北海道森林管理局競争契約入札心得を承知のうえ、入札する」旨明記して下さい。

（３）落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

（４）郵便入札も受け付けます。

この場合、二重の封筒を使用し、表に必ず「郵便入札」と朱書し、内封筒には売払物件毎の入札書、外封筒には有資格証明書（写）を同封のうえ、入札前日（前日が土、日、祝日の場合はその前日）の午後５時までに到達するよう書留郵便をもって当森林管理署へ送付してください。

なお、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加できません。

（５）錯誤等を理由として、自らのした入札を無効とする旨の申出は開札後から落札宣言までの間とし、開札前又は落札宣言後は、いかなる場合も無効の申出をすることが出来ないこととします。

６．入札保証金

免除します。

７．契約書の作成

契約書の作成は、落札決定の日の翌日から起算して７日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）

８．代金の納入

契約締結の日から 20 日以内に納入告知書により代金を納付してください。

９．契約保証金

免除します。

10．契約の解除

約款 23 条の規定により契約解除となったときは、競争入札参加資格を取消し、または付与しないことがあります。

11．物件の引渡し

代金納入の日から 15 日以内に引渡しを行います。

12. 物件の搬出期間
　各物件の搬出期間は「末木枝条公売物件総括表」のとおりです。

13. 物件明細書、売買契約書（案）等の閲覧場所
　胆振東部森林管理署
　白老郡白老町日の出町３丁目４番地１号　　電話０１４４－８２－２１６１

14. 特約事項について
　売買契約にあたり「別紙１」の特約事項を付すこととしますので、十分認識したうえで入札してください。

15. 木質バイオマス証明について
　本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。」と記載し、この記載をもって木質バイオマス証明とします。

16. 法令制限等について
（１）本物件の搬出に係る保安林内の作業行為については、「末木枝条公売物件総括表」のとおりです。
（２）事業実行の際は、保安林指定の有無を問わず、林地保全、河川汚濁防止等には十分配慮願います。

17. 物件の現地案内
　現地案内については行いません。

18. 国有林野事業林産物売買契約約款、北海道森林管理局競争契約入札心得等については、北海道森林管理局ホームページの公売・入札情報の「競争参加資格関係及び契約約款等」をご覧ください。
（http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html）

19. その他詳細については、胆振東部森林管理署業務グループにお問い合わせください。

胆振東部森林管理署
〒 059－0903
白老郡白老町日の出町３丁目４番地１号
Tel. 0144 - 82 - 2161
050-3160-5700（ＩＰ）

別紙１

特約事項

１．入林手続き及び搬出済の届出

（１）事業着手前に、別紙２「事業着手届」を胆振東部森林管理署に提出してから作業に着手すること。（生産事業請負者と同一であって、生産事業と同時進行で着手する場合は必要ありません。）

（２）事業実施に当たっては、「事業着手届」の写しを車のダッシュボードなど外部から見える位置に置き、作業に従事すること。（事業と同時進行で搬出する場合は必要ありません。）

（３）物件の搬出を終えたときは、遅延なく胆振東部森林管理署に「搬出済届」を提出すること。

２．林地保全、河川汚濁防止等

（１）売払い物件を十分確認し、すべて搬出すること。

（２）河川汚濁防止に十分注意して作業すること。

（３）使用する林業専用道等については、工作物を損傷しないこと。また、事業の終了時に不陸均しを行い、通行に支障の無いよう回復すること。

３．狩猟期間中の安全対策

　北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する森林管理署は銃猟安全対策を定めることから、期間や可猟区域等について事業着手前に必ず確認すること。

　なお、買受人は「事業実行中」、「狩猟入林禁止」の看板のほか「発砲禁止」ののぼりを作業地の入口等の視認しやすい場所に設置すること。

　また、事業実行箇所を含む周辺国有林において、市町村から有害鳥獣捕獲のため可猟とするよう要請があった場合は、可能な限り協力すること。

４　無人航空機の飛行

　国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を胆振東部森林管理署長等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

（１）航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として買受人が行うこと。　特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。

（２）無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに胆振東部森林管理署長等へ報告すること。こうした場合の無人航空機の回収は、買受人の責任において行うこと。

（３）一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。
また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。

５．その他

（１）数量の不足、隠れた瑕疵があってもその担保の責任は負いません。

（２）生産事業実行中の箇所については、事業請負者と別の者が購入した場合、事業完了後でなければ搬出はできません。

（３）森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。
（４）集材を伴う未利用材を集積した後の林外への運搬・輸送については、必ず森林官の許可を得ること。
（５）希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡しその指示に従うこと。
（６）事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえること。
（７）民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。
（８）当署では除雪等の対応は行わないことから、必要な場合は買受人の負担において行うこと。
（９）林道保護のため、融雪期の運材については原則中止の箇所もあることから、森林官と十分打合せの上、その指示に従うこと。

別紙２

事業着手届（末木枝条）の提出について

年　　月　　日

売渡人
分任契約担当官
森林管理（支）署長　殿

買受人
住所

氏名

年　月　日付け第　　号で売買契約した物件（　年　月　日　引渡した物件）について、下記事項のとおり事業着手届を作成したので関係書類を添付して届け出ます。

記

１　入林の場所　　森林管理（支）署　　担当区内　　林班　　小班
２　入林期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日
３　事業着手年月日　　年　　月　　日
４　実行形態
①　直営　　②下請け　　③その他（　　）
（作業工程により実行形態が異なる場合）

５　現場責任者　（別紙様式１）
※　緊急連絡体制図添付

６　現場作業員名簿（別紙様式１）

（別紙様式1）

現　場　作　業　員　名　簿

氏　　名	住　所（電話連絡先）	年齢	車両の種類番号

注：現場責任者に準ずる者については、必ず携帯電話番号等連絡先を記載すること。

緊　急　連　絡　体　制　図

※　緊急連絡体制図については、会社で作成しているものを添付してください。
　　様式は問いません。

末木枝条公売物件総括表

令和６年８月１日入札

胆振東部森林管理署

物件番号	樹種	区分	面積（ha）	NL計	本数（本）	材積（m³）	物件所在地 林小班	物件所在地 担当区	保安林協議	搬出期間	備考	開札結果 入札枚数	1番札 金額	1番札 入札者	2番札 金額	2番札 入札者	3番札 金額	3番札 入札者
1	トドマツ外	末木枝条	**57.21**	NL計		379.33 379.33	208ろ外	樽前	伐採協議 不要 作業行為 R4年5月1日～R7年3月31日	引き渡しの日から1年	林内末木枝条、集材を要す。							
2	アカエゾマツ外	末木枝条	**108.93**	NL計		651.00 651.00	1396に外	糸井	伐採協議 不要 作業行為 R4年8月8日～R8年3月31日	引き渡しの日から1年	林内末木枝条、集材を要す。							
3	アカエゾマツ外	末木枝条	**208.48**	NL計		1,168.93 1,168.93	1283に外	糸井	伐採協議 不要 作業行為 R6年6月24日～R8年3月31日	引き渡しの日又は事業完了後から1年	林内末木枝条、集材を要す。							
				NL計					伐採協議 作業行為									
				NL計					伐採協議 作業行為									
				NL計					伐採協議 作業行為									
				NL計					伐採協議 作業行為									
				NL計					伐採協議 作業行為									
				NL計					伐採協議 作業行為									
				NL計					伐採協議 作業行為									
合計				NL計		2,199.26 2,199.26												

※ 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

物 件 明 細 書

物件番号	担当区
1　　号	樽前

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
208	ろ外		末木枝条(**集材を伴う**)	57.21	ﾄﾄﾞﾏﾂ外	1～100		379.33 m^3
合　　計								379.33 m^3

※計算式により算出

物 件 明 細 書

物件番号	担当区
2　　号	糸井

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
1396	に外		末木枝条(**集材を伴う**)	108.93	アカエゾマツ外	1～100		651.00 m^3
合　　計								651.00 m^3

※計算式により算出

物 件 明 細 書

物件番号	担当区
3　　号	糸井

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
1283	に外		末木枝条(**集材を伴う**)	208.48	アカエゾマツ外	1～100		1,168.93 m^3
合　　計								1,168.93 m^3

※計算式により算出

末 木 枝 条 入 札 書

物 件 番 号　第　　号

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額									

ただし、上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税に相当する額を加算した金額となること及び入札心得を承知のうえ、入札します。

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官　　胆振東部森林管理署長　殿

住所氏名

参加資格者整理番号			

（注）入札金額の頭部に￥を記入して下さい。

末 木 枝 条 入 札 書

物 件 番 号　第　　号

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額									

ただし、上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税に相当する額を加算した金額となること及び入札心得を承知のうえ、入札します。

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官　　胆振東部森林管理署長　殿

住所氏名

参加資格者整理番号			

（注）入札金額の頭部に￥を記入して下さい。

委　任　状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

１　入札年月日　　令和　　年　　月　　日

２　件　　名

３　入札に関する一切の件

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

分任契約担当官
胆振東部森林管理署長
櫻庭　英明　　殿

売買契約書（案）

売買物件の所在場所	○○担当区部内			面積（ha） ○○．○○
売買物件の種類及び数量	区　分	樹　種	本数（本）	材積（m3）
	末木枝条			○○○．○○
	内　訳　　別紙「物件明細書」のとおり			
売買代金	売買代金		○○○○ 円	
	うち消費税抜代金		○○○○ 円	
	消費税（10%）		○○○○ 円	
契約保証金	免除			
売買代金の分収額 官行造林立木竹 分収造林立木竹 分収育林立木竹	官収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	民収分	分収額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	分収権者			

売買代金納付の方法	現金納付分	売買金額	○○○○　円	納付期限	令和○年○月○日
		延納金額	円	延納期間	～
	延納分	延納利息	円		日間
		延納担保金額	円 以　上		
		延納利率	年　　%	担保の種類	
				同提供期限	
		延納金額	円	延納期間	～
		延納利息	円		日間
		延納担保金額	円 以　上		
		延納利率	年　　%	担保の種類	
				同提供期限	
売買物件の引渡方法	○○○○		売買物件の引渡期間（期限）	○○○○ （概算の場合の最終期限　　）	
売買物件の搬出期間（期限）	引渡の日から起算して○○○日間　（期限　令和○年○月○日） 又は事業完了後から起算して○○日間　（期限　令和○年○月○日）				
売買（使用）目的の指定			施設設置等の指定		
特約事項	別紙1のとおり				

※概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

※本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○○年○○月○○日

売渡人（甲）　分任契約担当官　　○○森林管理（支）署長　　印
登録番号　T8000012050001

買受人（乙）　○○○都道府県○○○○
○○○○　○○○○
○○○○　　○○　○○　　印

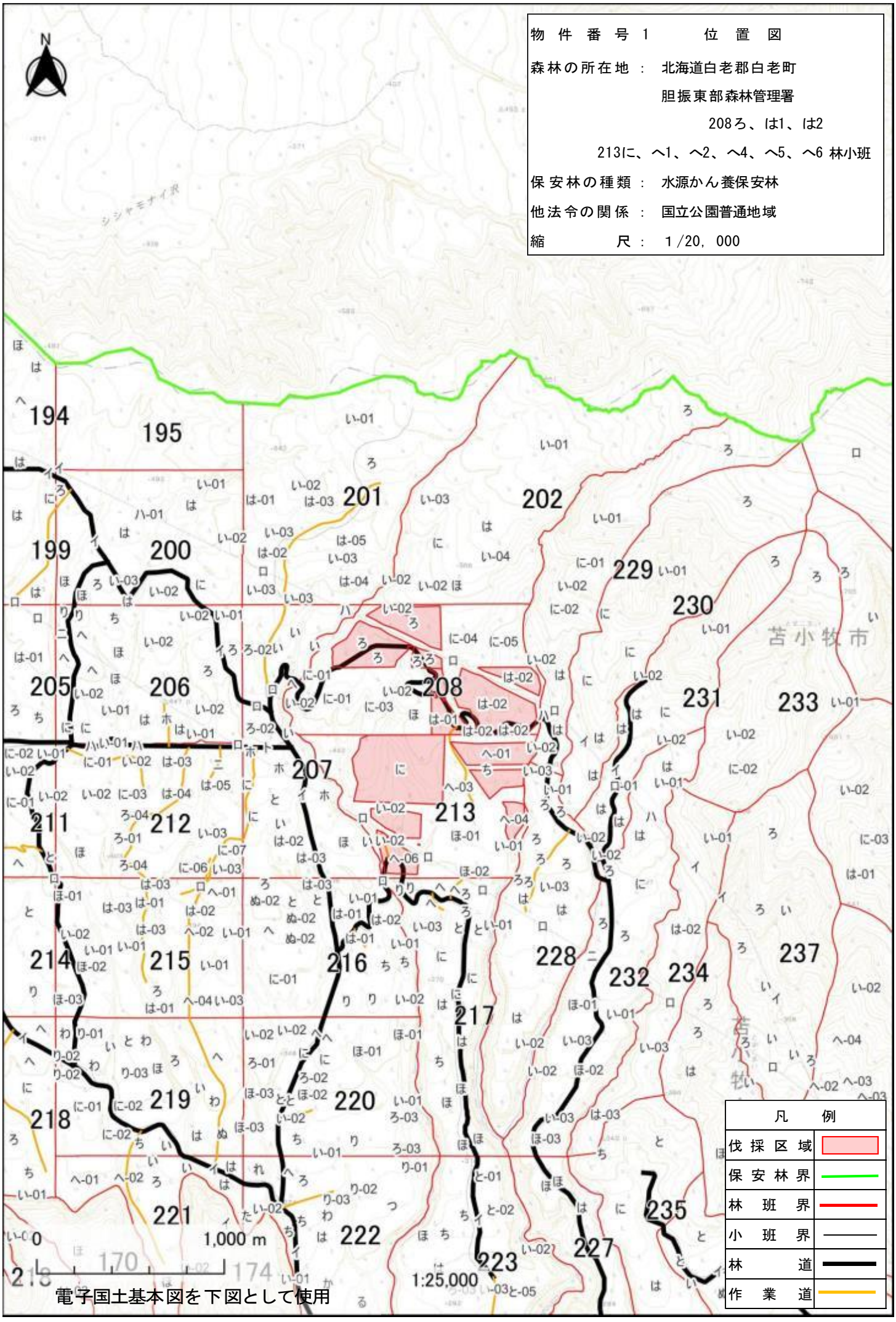
物 件 番 号 1　　位 置 図
森林の所在地 ： 北海道白老郡白老町
胆振東部森林管理署
208ろ、は1、は2
213に、へ1、へ2、へ4、へ5、へ6 林小班
保安林の種類 ： 水源かん養保安林
他法令の関係 ： 国立公園普通地域
縮　　尺 ： 1/20，000
N
凡　例
伐採区域
保安林界
林班界
小班界
林道
作業道
1,000 m
1:25,000
電子国土基本図を下図として使用

物 件 番 号 2　　位 置 図

森林の所在地 ： 北海道苫小牧市

胆振東部森林管理署

1396にほへ、1399はほ、1400ち

1411ろ、1413は、1414ろは

1415ろ、1419ろは 林小班

保安林の種類 ： 水源かん養保安林

他法令の関係 ： なし

縮　　尺 ： 1/20，000

口無林道

0　1,000 m

1:25,000

電子国土基本図を下図として使用

凡　例	
伐採区域	
保安林界	
林班界	
小班界	
林道	
作業道	

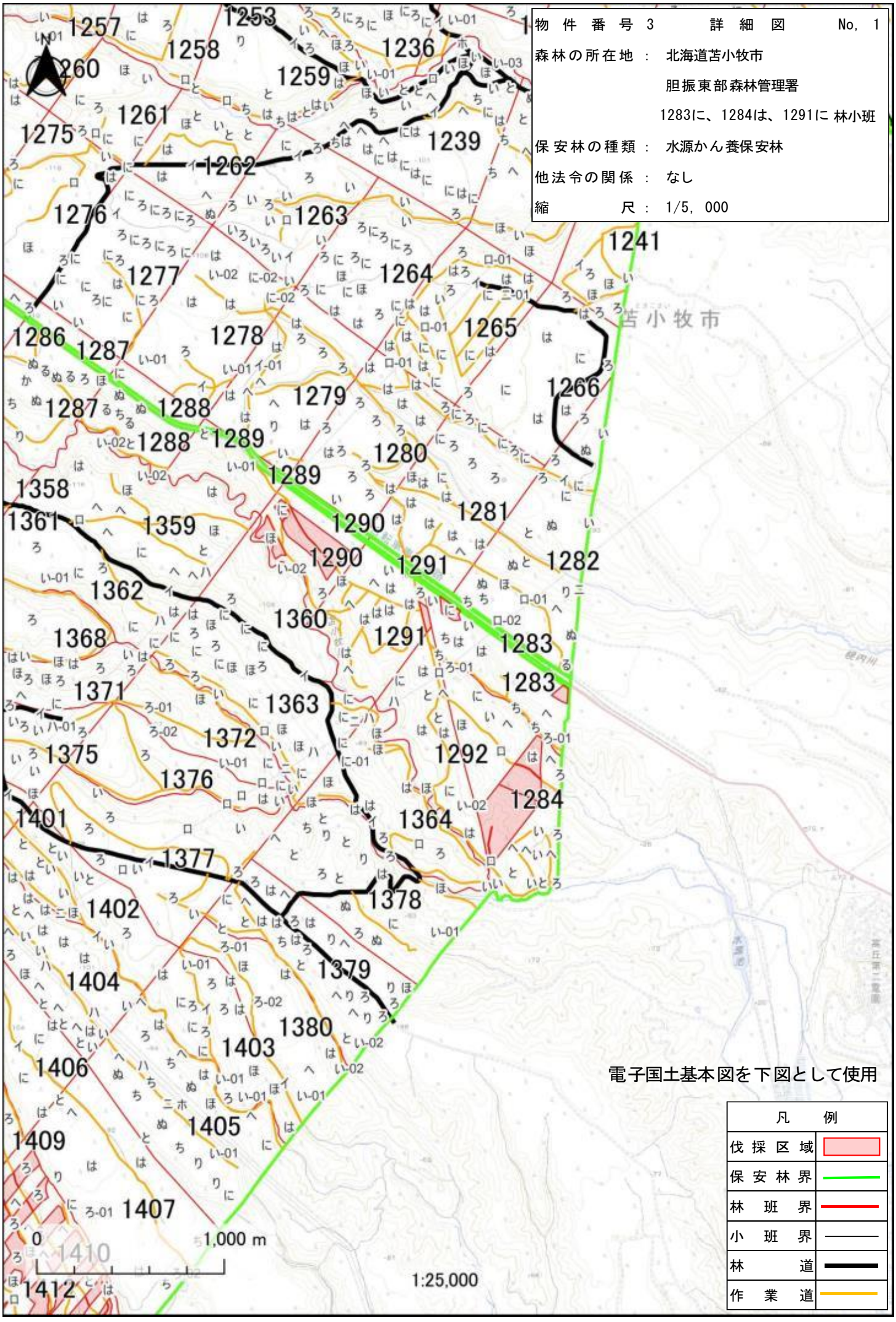
物件番号 3　　詳細図　　No, 1
森林の所在地 ： 北海道苫小牧市
胆振東部森林管理署
1283に、1284は、1291に 林小班
保安林の種類 ： 水源かん養保安林
他法令の関係 ： なし
縮尺 ： 1/5, 000
苫小牧市
電子国土基本図を下図として使用
凡例
伐採区域
保安林界
林班界
小班界
林道
作業道
0
1,000 m
1:25,000

物件番号 3　　位置図　　No, 2

森林の所在地 ： 北海道苫小牧市

胆振東部森林管理署

1388ろ、1389ろ、1390ろは、1398はにほへ

1408ほ、1410ろ、1411ほへ、1412ろに

1413ろ、1415は、1422ほち、1424にへち

1425はへ、1429いろ、1434い、1439は

1411ほ、1470に、1475ろ 林小班

保安林の種類 ： 水源かん養保安林

他法令の関係 ： なし

縮　　尺 ： 1/20, 000

凡　例

伐採区域	
保安林界	
林班界	
小班界	
林道	
作業道	

0　1,000 m

1:25,000

電子国土基本図を下図として使用